

阪南市地域防災計画

【概要版】

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、平成 25 年 6 月に「災害対策基本法」、「災害救助法」が改正、「大規模災害からの復興に関する法律」が施行されている。その後、平成 25 年 11 月には、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正されました。

直近では、平成 26 年 8 月 20 日に広島市で豪雨による大規模な土砂災害が発生し、多くの方々の命が失われるなど地震災害以外による災害対応も求められています。

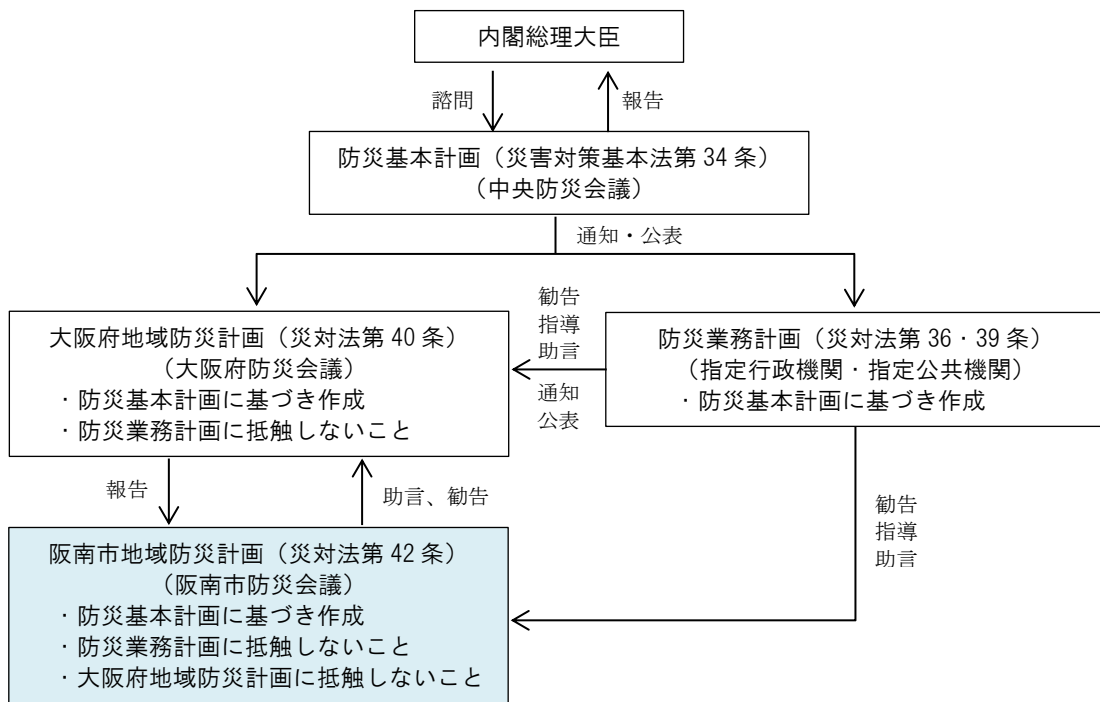
このような状況を踏まえ、阪南市では、国の防災基本計画や大阪府の地域防災計画を踏まえつつ、今後、発生が想定されている南海トラフ巨大地震をはじめ、近年多発する異常気象による災害も見据え、地域防災計画の見直しを行いました。

この概要版には、地域防災計画の主な見直し事項と市民の皆さんと関わりの深い内容を掲載しています。是非、ご一読いただき、阪南市の防災行政へのご理解・ご協力をお願いいたします。



2 阪南市地域防災計画とは

阪南市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、阪南市防災会議が定める計画です。阪南市のみならず、大阪府、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、市域における各種災害の予防、災害応急及び復旧対策に関し、市民との相互協力及び連携を図りながら市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的としています。



3 阪南市地域防災計画の構成

阪南市地域防災計画の構成は以下のようになっています。

阪南市地域防災計画	第 1 編 総則
	第 2 編 災害予防対策
	第 3 編 災害応急対策（風水害、地震・津波災害を統合）
	第 4 編 その他災害応急対策
	第 5 編 災害復旧・復興対策
	付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応
	資料編

4 見直しの基本的な視点

今回の地域防災計画は以下の4つの視点に基づき見直しを行いました。

①東日本大震災等の災害を教訓とした大規模災害への対応

災害の中でも特に津波災害への対策を中心とした対応策の検討を行いました。

(具体的には「津波災害」に関する記述に厚みを持たせています。)

②「人の命を守る」ことを最優先とした防災対策の推進

災害を完全に防ぐことに重きを置くのではなく、減災の考え方や人命の安全確保を最優先とした防災対策を推進することに重きを置いています。

③自助・共助・公助による防災対策の推進

自助・共助・公助の役割分担をより明確化した防災対策を推進します。

(具体的には「共助」に着目したコミュニティレベルの「地区防災計画」の位置づけ等)

④広域的な防災体制の構築

相互扶助の精神に基づき、広域自治体間での支援体制の強化等の防災体制を構築します。

5 主な被害想定

阪南市に関わる主な被害想定は以下のとおりです。

		上町断層帯地震 B	中央構造線	南海トラフ
地震の規模		マグニチュード 7.5~7.8	マグニチュード 7.7~8.1	マグニチュード 9.1
		計測震度 4 以下~5 弱	計測震度 5 強~6 強	計測震度 5 弱~6 強
建物全半 壊棟数	全壊(棟)	13	859	1,697
	半壊(棟)	29	1,183	4,119
出火件数(件)		1	2	2
死傷者数	死者(人)	0	6	290
	負傷者(人)	7	215	1,060
罹災者数(人)		126	5,779	10,387
避難所生活者数(人)		37	1,626	6,667
ライフ ライン	停電(軒)	84	15,992	12,766
	ガス供給停止(戸)	0	11	—
	水道断水影響人口(人)	2,000	32,000	56,126
	電話不通(回線)	52	938	4,000

6 主な見直し事項

第1編 総則

①防災に関する基本方針

○行政の責務と市民の心構え

- 本市が目指す防災の方向性として、東日本大震災の教訓、災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、「自助・共助・公助」の必要性を改めて説くとともに、まずは自らの「命を守る」という事を重視する視点や「減災」の視点などを踏まえた内容にしました。

第2編 災害予防対策

①災害に強い人づくり

○要配慮者体制の整備

- 災害対策基本法の改正に伴う用語の修正（災害時要援護者→要配慮者）を行うとともに、要配慮者のうち速やかな避難確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」に対する名簿作成の必要性を加えました。

注釈) 要配慮者とは、従来、使用されていた「災害時要援護者」にかわり平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を指す。

○帰宅困難者支援対策

- 災害時に交通機能が麻痺し、速やかに帰宅できない帰宅困難者に対する意識啓発をはじめ、一時収容所等の確保の検討等について追記しました。

○地区防災計画の作成支援

- 災害対策基本法の改正に伴い、新たに新設された「地区防災計画」制度について追記しました。



注釈) 東日本大震災では、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。その教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加され、その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

（出典：地区防災計画ガイドラインの概要（内閣府）より引用）

②災害への適切な対応

○防災中枢組織体制の整備

- 大規模災害時における災害対策本部としての機能喪失・低下への対応として「災害対策本部の機能確保」の必要性を追記しました。

○緊急時における組織の運営体制の整備

- 大規模災害時における継続すべき重要な行政サービスの一定レベルの確保ため、業務継続計画（BCP）の作成の必要性等について追記するとともに、非常時の優先業務の概要について追記しました。

注釈）業務継続計画（BCP）とは、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画のことです。

○災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備

- 迅速な住民安否確認と支援情報等の提供の体制整備について、全国避難者情報システム等の活用について追記しました。



○避難地・避難路の選定

- 災害対策基本法の改正に伴い、緊急指定避難場所^{*1}、津波避難ビル^{*2}等の指定の検討を積極的に進める旨を追記しました。

*1 災害が発生、または発生する恐れがある場所にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設・場所等
 *2 津波が到達する恐れのある区域内において、地域住民等が一時若しくは緊急避難・退避するための施設

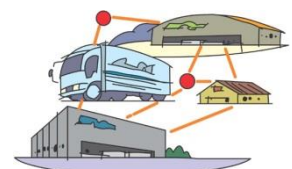
○避難誘導體制の整備

- 昨今のペット事情を踏まえて、飼育ペット対策（飼い主が全責任を担う。／避難所運営マニュアルを活用し事前に対応を検討する旨等）について追記しました。



○緊急輸送体制の整備

- 物流企業等との協力による段階的な輸送体制や緊急物資等に関する入庫・在庫管理における協力体制について追記しました。



第3編 災害応急対策

①初動対応

○気象予警報等

- 特別警報の新設に伴い、防災気象情報に「特別警報」を追記するとともに、大津波警報の正式区分変更に伴い、津波予報の「大津波警報」に関する記述について修正しました。



○避難の勧告・指示

- 特別警報発表時には、「命を守る行動をとる。」ということを念頭においた迅速な情報周知や避難誘導を行う必要性について追記しました。

○避難者の誘導

- 避難者の誘導に係る防災事務に従事する者の安全確保、ならびに緊急を要する場合の自らの命を優先する必要性等について追記しました。

○津波対策に係る住民への周知

- 避難誘導等に関して、海水浴客やせんなん里海公園を訪れる散策者等に対して留意が必要という旨を追記しました。
- 津波対策に係る周知方法等について、防災行政無線（固定系）や広報車等のほか SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用等も考慮した情報伝達体制の整備の必要性について追記しました。

○交通施設の管理者における対応

- 鉄道施設に関して、災害時の踏切遮断状態に対する避難のあり方について追記しました。



〈具体的には…〉

災害時には、踏切が長時間遮断状態になる場合があるが、踏切通行時は鉄道係員の誘導に従うこと。ただし、大津波警報発令時等の緊急を要する場合は、踏切道に電車の往来が無いことを確認し安全であると判断した場合のみ、自己責任のもと避難することができる。としました。

②災害発生後の活動

○自治体相互間の応援体制の整備

- 自治体間の相互応援協定の締結等による応援体制の整備、ならびに甚大な津波被害等が想定される和歌山県沿岸自治体に対する後方支援拠点となりうる可能性を踏まえた体制整備等の検討について追記しました。

○民間協力団体及びボランティアの受入れ

- ボランティアの活動拠点について、尾崎公民館・地域交流館とする旨を追記しました。

〈具体的には…〉

現在の活動拠点は西鳥取公民館であるが、地域交流館内にボランティアの受入等を所管する社会福祉協議会があるため、隣接する尾崎公民館に拠点を移す方向で検討しました。

○避難所の開設

- 避難所生活の長期化への対応に備えた設備・備品等の必要性について追記しました。
- 女性に対するセクシャルハラスメント対策や子どもの学習場所の確保などを考慮した環境整備の必要性について追記しました。

③津波災害対策

- 東日本大震災クラスの津波を想定した津波災害対策に関する記述を新たに追加しました。



第4編 その他災害応急対策

①大規模火災に対する計画

- 市街地火災において、市街地内の農業用水路等の消火用水としての活用や効果的な初期消火活動の必要性について追記しました。



第5編 災害復旧・復興対策

①生活の安定

○被災者保護対策（被災者台帳の作成・り災証明書の発行）

- 災害時の被災者に対する速やかな生活支援を行うため、被災者台帳の作成やり災証明書の発行に関する記述を追記しました。

②復興の基本方針

○復興のための体制整備・事前準備

- 復興計画の作成等における広域調整や国との連携、住民との意識の共有など平時からの体制整備や事前準備等の必要性について追記しました。

阪南市災害対策本部構成図

